

播磨町
地域クラブ活動の推進等に関する
総合的なガイドライン



てんいちさん



たてよこさん

令和8年4月

播磨町教育委員会

はじめに

現在まで広く取り組まれてきた学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、様々な教育的な意義を担ってきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や教師の意思に関わらず顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中においても、より一層厳しくなっている状況です。

学校部活動を取り巻く環境の変化があっても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を保障するために、部活動改革が不可欠です。今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動改革及び地域クラブの推進の在り方に関し速やかに国のガイドライン(「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」令和7年12月:文部科学省)を参酌し、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備する必要があります。

そこで、本ガイドラインは国の考え方に則り、「こども first」の改革理念のもと、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し地域クラブ活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方をはじめ、より充実した活動にするための整備等について必要な対応を示すものであります。

なお、中学校部活動地域展開は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という考えのもとで、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであります。

その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることに努めてまいります。

令和8年4月

播磨町教育長 赤松 幸子

CONTENTS

はじめに

1	改革の理念	1
2	改革期間	
3	取組方針	3
(1)	新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	
(2)	適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	4
①	参加者	
②	運営団体・実施主体	
③	指導者	
④	活動内容	6
⑤	適切な休養日等の設定	
⑥	活動場所	
⑦	会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	7
⑧	保険の加入	
(3)	学校との連携	
4	認定制度	8
(1)	地域クラブ活動の認定の効果	
(2)	地域指導者の認定の効果	
5	地域展開の円滑な推進に当たっての対応	
(1)	推進運営体制	
(2)	各種課題への対応	10
①	運営団体（SCはりま）・実施主体（各地域クラブ）の整備等	
②	指導者の量の確保・質の保障	
③	学校を含めた町立スポーツ施設、社会教育施設等の有効活用	11
④	活動時間の柔軟化と活動場所への移動手段の在り方	
⑤	安定した財源確保と生徒の安全・安心確保の体制構築	
⑥	すべての生徒のニーズ等を踏まえた活動機会の確保	12
6	大会や活動参加等の在り方	
(1)	生徒の大会等の参加機会の確保	
(2)	大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	
①	大会等への参加の引率	
②	大会等の運営への従事	13
③	生徒の大会等の安全確保	
(3)	事故防止を徹底した地域クラブ活動	
①	施設・用具の準備、配置	
②	安全管理	
③	健康管理・身体能力の管理	14
④	軽微な事故でも家族・保護者に連絡	
⑤	試合・競技を安全に行うためのスキルの見極め	
⑥	自然条件の把握	
7	不祥事防止の徹底	17
(1)	個人情報管理	
(2)	迷惑行為の禁止	

おわりに

1 改革の理念

- 「こども first」を基本理念に、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させ、「誰一人取り残されない環境の整備」を行政主導のもとで推進
 - ➡ 学校間によって起こる生徒の体験格差を解消し、なおかつ、地域クラブ認定制度の導入によって、指導者の質的レベルの向上、指導者組織の構築や、播磨町における新たなスポーツ・文化芸術環境の構築を目指し推進する。
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれのニーズに応じて多様・多志向の様々な活動に参加できる環境を整備
 - ➡ 生徒のニーズを踏まえたクラブを創設し、すべての生徒が充実したクラブライフを実現できることや、不登校や障害のある生徒にとっても安全で安心な地域の居場所となることを目指し、様々な活動に参加できる環境を整備する。
- 地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域全体で支えることでスポーツ・文化芸術における新たな価値を創出
 - ➡ 中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動の体制を整備する。地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

以上を踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えるという視点も有しつつ、取組方針や認定制度、活動内容等について示す。なお、この取り組みについては、令和10年度末までにすべての部活動の地域展開完了を目指し、関係者の共通理解の下、体制が整ったところから進めていく。

2 改革期間

令和7年12月に国より改革期間が新たに示された。(「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」)

播磨町としては、国の改革期間を踏まえ、令和5年度から7年度を改革推進期間、令和8年度から10年度を改革実行期間前期、令和11年度から13年度を改革実行期間後期とする。

改革推進期間(令和5年度から7年度)において、すべての部活動において休日の地域展開が完了した。改革実行期間前期(令和8年度から10年度)においては、すべての部活動において平日・休日ともに地域展開を目指し、推進していくこととする。

改革実行期間後期(令和11年度から13年度)においては、各種課題等を解決しつつ、新たな価値を創出していくこととする。

(参考)



部活動地域展開ロードマップ

取組項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	検証	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	展開期				完全地域展開期		
重点取組	◆ 活動内容の充実				<<重点目標>> ■ 生徒のニーズに応じた多様種・多世代・多志向の体験 ■ 生徒の個性・得意分野の尊重 ■ 学校の垣根を超えた仲間との繋がりが創出 ■ 適切な資質能力を備えた指導者による良質な指導実践 ■ 9年間を見据えた一貫指導体制の確立 ■ 運営団体・実施主体の持続可能な組織体制の整備	■ すべての地域展開の部活動において	
	◆ 指導者の確保						
	◆ 教員の意識改革						
	◆ 兼職兼業許可による指導者確保						
	◆ 指導者の質の向上						
	◆ 会員確保(障害のある生徒や不登校生徒等の活動機会の確保)						
	◆ 備品等の環境整備						
	◆ 指導者管理(コンプライアンスの徹底等)						
	◆ 安全管理(傷害保険、賠償保険の加入義務化)						
	◆ 運営団体の体制整備						
◆ 実施主体の体制整備(規約・役員名簿・事業計画・予算書等)							
◆ 適正な財産管理(公正な会計処理、専用口座の開設等)							
類型	令和5年度	令和6年度	令和7年度	検証	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	展開期				完全地域展開期		
社会教育 新設クラブ創設型	剣道	体操	陸上競技	認定地域クラブ制度の導入			
	少林寺拳法	水泳	ソフトボール				
	ハンドボール	e-スポーツ	バドミントン				
	ジャズダンス	茶道	HPダンス				
	ボランティア	生け花	パソコン				
	理科(Science)	書道	ESS				
	芸術	将棋					
		伝統芸能三味線					
		獅子舞					
	生徒のニーズに応じた新設クラブを創設						

地域展開事業 イメージ図



3 取組方針

改革実行期間前期（令和8年度から10年度）において、すべての部活動において平日・休日ともに地域展開を目指す中で以下の各項目に示す具体的な取組を推進する。

(1) 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

ア 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係団体の理解と協力の下、生徒にとって持続可能で適切なクラブライフを享受できる環境を速やかに整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、総合型地域スポーツクラブである「NPO法人スポーツクラブ21はりま」（以下、「SCはりま」という。）が運営団体となり、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組むこととする。また、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するにあたり、SCはりまの機能充実を図ることで、中学校生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられたり、生涯を通じた運動習慣づくりや文化芸術等の嗜好が促進されたりする。さらには、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携が図られ、指導者等の活用促進が期待できる。

(2) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

① 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌を歌う、楽器を演奏する、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての町内在住の生徒を想定する。

② 運営団体・実施主体

ア 播磨町は、SCはりまを運営団体、スポーツ団体・文化芸術団体等を実施主体とし、その環境整備の充実を支援する。また、学校運営協議会(コミュニティスクール)や連携大学など、学校と関係する組織・団体とも連携しながら進める。

イ SCはりま及びスポーツ団体・文化芸術団体は、『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』に準拠した運営を行うことが求められる。

ウ 播磨町は、首長部局(協働推進課)や教育委員会(地域学校教育課)のスポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる推進連絡協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

エ SCはりま及びスポーツ団体・文化芸術団体は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

③ 指導者

【指導者の質の保障】

ア 播磨町及びSCはりまは、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を地域クラブ指導者(以下、「指導者」という。)として確保する。また、スポーツ団体・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を促進する。

イ 播磨町及びSCはりまは、指導者の質の保障及び質の向上のため、年間複数回の指導者研修会を実施する。また、県内外の指導者研修会への参加を促進する。

ウ 播磨町及びSCはりまは、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格等の取得を目指せるよう支援する。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の向上を図るとともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒の安全・健康管理等の面においても支援する。

オ 指導者に暴力等の不適切な行動が見られた場合への対応については、教育委員会内に設置している相談窓口や公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という。)等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。併せて、播磨町などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する。

【適切な指導の実施】

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。播磨町は、適宜、指導助言を行う。

(詳細は [7 不祥事防止の徹底](#)に記載)

イ 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を積極的に行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ SCはりまは、各競技団体等の指導の手引等を活用して指導を行う。

【指導者の量の確保】

ア SCはりまは、スポーツ団体・文化芸術団体等の指導者のほか、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 播磨町は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、SCはりまによる指導者の配置を支援する。

ウ 播磨町及びSCはりまは、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ、DXを活用した遠隔指導ができる体制をも整備する。

【教師等の兼職兼業】

ア 教育委員会は、国が示す手引き等を参考に地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを校長に事前確認のうえ許可する。

ウ SCはりまは、教師等を指導者として委嘱・任命する際には、播磨町が実施する地域指導者面接の採用通知をもとに、転居や異動、退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

④ 活動内容

ア SCはりまは、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ SCはりまは、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ SCはりまは、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対してホームページ等で周知する。

⑤ 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。スポーツ団体・文化芸術団体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存するスポーツ団体・文化芸術団体については、生徒の成長や生活全般を見通し、SCはりまと学校を中心とした関係者が連携し、調整を図る。

ア 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たりの活動時間が原則11時間程度の範囲内に収まるよう活動を行う。ただし、大会や練習試合等がある場合はその限りではない。

イ 学校の長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、大会や練習試合等がある場合はその限りではない。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間程度等、各クラブ共通、学校全体、市区町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑥ 活動場所

ア SCはりまは、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校なども活用する。

イ 播磨町は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、SCはりまに委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 播磨町は、SCはりまに対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料や優先利用等を認めるなど、保護者の負担軽減や利便性の向上等の環境整備を推進する。

エ 播磨町は、保護者が負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による推進連絡協議会等を通じて、地域クラブ活動の利用ルール等を策定する。

⑦ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア SCはりまは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 播磨町は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 播磨町は、SCはりまが、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税の活用等も進める。

エ SCはりまは、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

⑧ 保険の加入

SCはりま及びスポーツ団体・文化芸術団体は、指導者や参加する生徒等に対して、適切な補償内容・保険料で怪我や事故等を補償するための個人賠償責任保険であるスポーツ安全保険への加入を義務付ける。

(3) 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有しているものである。

学校部活動の教育的意義や役割をさらに継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもとスポーツ・文化芸術活動の教育的機能を一層高めていく。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議等の場を活用し、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を緊密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 播磨町は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、SCはりまの取組状況を適宜把握し、必要な

指導助言を行う。

エ 播磨町及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

4 認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や指導者の質の担保等のため、播磨町地域クラブ認定要綱や播磨町地域クラブ指導者認定要綱に基づき、地域クラブ活動や指導者の認定を行う。期待される認定の効果としては、主に以下の点が挙げられる。

(1) 地域クラブ活動の認定の効果

- ア 生徒・保護者等に対する播磨町による情報提供が可能となる。
- イ 地域クラブ活動の運営・報償等への適切な支援が受けられる。
 - ・ 消耗品、備品等の町からの財政支援
 - ・ 学校施設等の優先利用、使用料減免
 - ・ 地域指導者への謝金、旅費等の町からの支援
 - ・ 中体連等が主催の大会に参加する生徒派遣旅費の町からの支援等
- ウ 中体連の大会への参加が行政一括申請のもとで可能となる。

(2) 指導者の認定の効果

- ア より専門的な資質を有する者の指導による地域クラブの活動となる。
- イ 公的な機関の認定により、保護者・生徒にとって安全・安心な地域クラブの活動となる。
- ウ 異動・退職その他の自己都合に関わらず継続的に指導ができる者が指導することで、安定した地域クラブの活動となる。

5 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

地域展開の円滑な推進に当たっての対応については、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

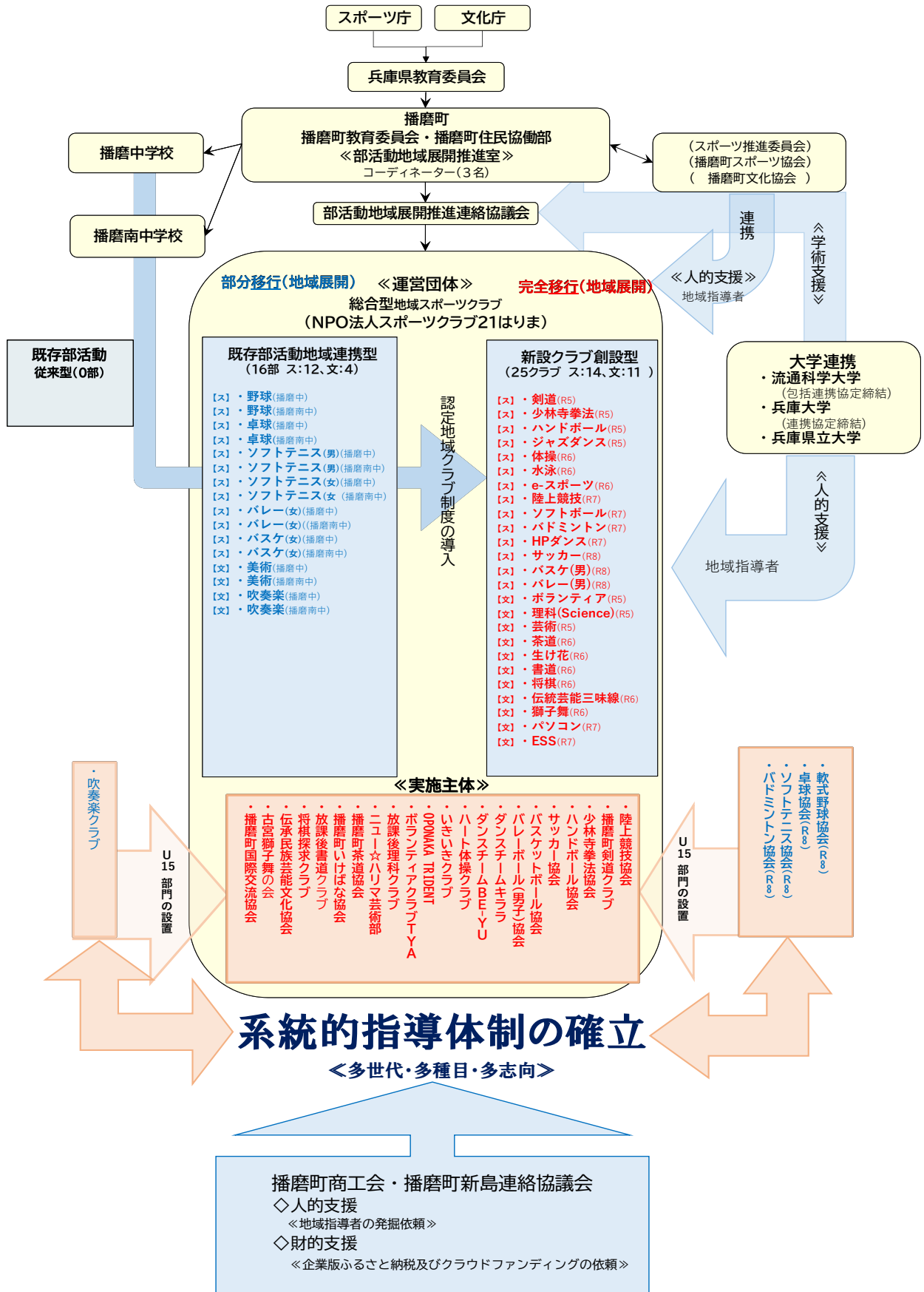
ここでは、播磨町の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう推進運営体制や各種課題への対応策について示す。

(1) 推進運営体制

部活動地域展開事業を推進する中で、すべての地域クラブの実施主体を運営団体であるSCはりまが一元管理し、地域と関係団体が一体となり、行政主導で、播磨町における新たな生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を目指した体制図を位置づけている。

また、令和8年度より、住民協働部協働推進課と教育委員会地域学校教育課を中心に部活動地域展開推進室を設立し、令和10年度末迄に部活動の完全移行を目指します。その際、生徒にとって持続可能で適切なクラブライフを享受できる環境の構築を目指し強力に業務を推進することとしている。

(参考) 令和8年度 播磨町中学校部活動地域展開運営組織図(R8.4.1 現在)



(2) 各種課題への対応策

① 運営団体(SCはりま)・実施主体(スポーツ団体・文化芸術団体等)の整備等

ア 部活動地域展開事業を今後持続可能にするため、現在 NPO 法人であるSCはりまの更なる組織強化に向けた取組を推進する。

イ 首長部局に部活動地域展開統括コーディネーターを1名、教育委員会に部活動地域展開コーディネーターを2名配置することで、中学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、新たな価値を創出する取組を推進する。また、部活動地域展開事業の業務を円滑にするとともに、地域クラブ全体を横断的に調整・統率を図ることとする。

ウ 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や指導者の質の担保等のため、播磨町地域クラブ認定要綱や播磨町地域クラブ指導者認定要綱に基づき、地域クラブ活動や指導者の認定を行う。(再掲)

② 指導者の量の確保・質の保障

【量の確保】

ア SCはりまは、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者から指導者の確保に向けて努力する。(再掲)

イ 播磨町は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、「SCはりま」による指導者の配置を支援する。(再掲)

ウ 播磨町及びSCはりまは、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ、DX を活用した遠隔指導ができる体制を整備する。(再掲)

【質の保障】

ア 播磨町及びSCはりまは、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者を認定地域クラブ指導者(以下、「指導者」という。)として確保する。また、スポーツ団体・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を促進する。(再掲)

イ 播磨町及びSCはりまは、指導者の質の保障及び質の向上のため、年間複数回の指導者研修会を実施する。また、県内外の指導者研修会への参加を促進する。(再掲)

ウ 播磨町及びSCはりまは、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指せるよう支援する。その際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の向上を図るとともに、暴力・暴言、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。(再掲)

エ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面においても支援する。(再掲)

オ 指導者に暴力等の不適切な行動が見られた場合への対応については、を教育委員会内に設置している相談窓口や公益財団法人日本スポーツ協会(以下、「JSPO」という。)等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。併せて、播磨町などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する。(再掲)

カ 競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や指導者の質の担保等のため、播磨町地域クラブ認定要綱や播磨町地域クラブ指導者認定要綱に基づき、地域クラブ活動や指導者の認定を行う。(再掲)

③ 学校を含めた町立スポーツ施設、社会教育施設等の有効活用

ア 子どもたちの活動の機会・場所等を確保するため、休日や放課後等における小、中学校体育施設、教育施設等を有効活用できるようにする。また、企業との連携による民間施設の有効活用等における体制整備も推進していく。

イ 学校教育活動以外の時間帯における有効活用に向けた条例等の改正を推進していく。

④ 活動時間の柔軟化と活動場所への移動手段の在り方

ア 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たりの活動時間が原則11時間程度の範囲内に収まるよう活動を行う。ただし、大会や練習試合等がある場合はその限りではない。(再掲)

イ 学校の長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。(再掲)

ウ 活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は原則として3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、大会や練習試合等がある場合はその限りではない。(再掲)

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間程度等、各クラブ共通、学校全体、市区町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。(再掲)

オ 校区外の活動場所へ円滑に移動できるよう、自転車通学についてルール等の整備を進めていく。

⑤ 安定した財源確保と生徒の安全・安心確保の体制構築

ア SCはりまは、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。(再掲)

イ 播磨町は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。(再掲)

ウ 播磨町は、SCはりまが、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング型ふるさと納税の活用等も進める。(再掲)

エ 運営団体及び実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、適切な補償内容・保険料で怪我や事故等を補償するための個人賠償責任保険である、スポーツ安全保険への加入を義務付ける。(再掲)

オ 生活困窮家庭については、減免制度を適用する。

⑥ すべての生徒のニーズ等を踏まえた活動機会の確保

ア 生徒のニーズ(志向)に応じた多種多様なスポーツ・文化芸術等の体験の機会を提供するため、毎年、アンケート等を通して、生徒の意見を聴取する。

イ 多世代型のスポーツ等体験教室の開催やレクリエーション的活動の展開等を通し、ジュニアからシニアまで楽しめる機会を提供する。

ウ 不登校や障害のある子どもたちにとって、地域の学びの場や居場所となるよう、誰もが楽しめるインクルーシブ型のスポーツイベント等を開催する。

6 大会や活動参加等の在り方

部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要である。さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有することが大切である。ここでは、地域クラブ活動の位置づけを踏まえ、大会等に参加するための在り方について示すこととする。

(1) 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 文部科学省は、「地域クラブ活動に関する認定制度」の導入にあわせて、認定地域クラブ活動の確実な参加に向け、大会等の参加規程を見直す必要があることを示した。(P.1参照)

それを受けて兵庫県においても、「令和8年度兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例について」(令和7年12月9日付け兵中体連第96号)により、参加資格が明確に示され、地域クラブ等で活動する生徒の大会参加の機会が確保された。

イ 播磨町は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援に努める。

(2) 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

① 大会等への参加の引率

地域クラブ活動における大会等の引率は、スポーツ団体・文化芸術団体等の地域指導者等が行うこととする。ただし、指導者の引率者が大学生のみの場合は認めない。

② 大会等の運営への従事

ア 大会等の主催者が、大会等に参加する学校やスポーツ団体・文化芸術団体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事させることを明確にする。併せて、教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画も促進する。

イ 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について適切な服務監督を行う。SCはりまは、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

ウ 教育委員会や校長は、スポーツ団体・文化芸術団体等の役員等として日頃から当該団体の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。その際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

③ 生徒の大会等の安全確保

ア スポーツ団体・文化芸術団体等は、播磨町及びSCはりまの指導のもと、生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数(WBGT)等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な大会等の開催時期・場所の設定、運営上の工夫、参加の判断を行う。

(3) 事故防止を徹底した地域クラブ活動

① 施設・用具の準備、配置

ア 破損、危険な突起物等の確認

体育館での活動において、ステージの角や壁面に木のささくれや釘が出ていないか、または、床面がめくれていないかなどを確認する。

イ 倒れる危険性のあるものの固定

倒れる可能性のある用具については、定められた方法で固定しているかを確認して使用する。また、サッカーゴールにぶら下がったりするなど、本来の用途以外に使用させないよう、指導者は注意を払う。

ウ ゆるみ、腐食、水漏れの確認

体育館の床板が腐食していないか、配管から水漏れがないかなどを確認し事故防止に努める。

② 安全管理

ア 活動人数の考慮

会員が多すぎると危険な行為を見逃し、怪我が発生する可能性が高まるので、指導者の目が行き届く人数で指導することに努める。

イ 安全を確保した用具の準備と安全な動線の確保

用具の準備は会員任せにせず、指導者による適切な管理・監督を行う。また、活動の動線を考えた用具の配置も必要である。

ウ 良好な環境の確保

屋外においては、暗くなれば危険を伴うことも想定されるので、早めに活動を切り上げる。屋内においては、熱中症予防の観点から、適切な空調管理や換気管理を行う。

③ 健康管理・身体能力の管理

睡眠不足や疲れがたまっている場合は、スポーツ活動を行うための十分な力を発揮することができないとともに、練習に集中できずケガをする可能性が高まる。

また、不安定な心理状態の場合も活動に集中することができにくく、ミスやケガを誘発することがある。指導者は平素から生徒とのコミュニケーションを十分図るとともに、状況に応じて休養させたり、練習量を調整したりするなど配慮する。

さらに、心疾患がある場合には、主治医(学校医)の所見を確認のうえ、運動を制限する等、生徒の状況に応じた対応を行う。加えて、胸に衝撃を受けて心臓が停止したり不規則に振動したりする心臓震盪(しんとう)が発生した場合は、直ちに AED での対応を行う。

④ 軽微な事故でも家族・保護者に連絡

練習や試合中の事故は、必ず保護者や家族に伝えなければならない。帰宅後に不調になった場合、その原因がわからず適切な治療を受けさせるためにも、保護者等への通知義務は極めて重要である。

⑤ 試合・競技を安全に行うためのスキル等への配慮

柔道など、スキルや体格に大きな差がある競技は、練習や試合において配慮が必要である。

⑥ 自然条件の把握

ア 雷の音での屋外活動の停止

頭上は晴れていても落雷事故は発生する可能性がある。雷の聞こえる範囲は約10kmといわれており、雷鳴が聞こえている場合はすでに放電が始まっているので、雷鳴が聞こえたらすぐに屋内などの安全な場所で待機するとともに、雷鳴が止んでも20分は落雷の危険性があるため、屋外の活動は控える。

イ 熱中症の適切な措置

熱中症は夏はもちろんのこと、冬でも体温の上昇と脱水によって発生する可能性がある。予防については、右記の「熱中症予防5ヶ条」や「熱中症予防運動指針」に基づき対応することとする。

熱中症予防5ヶ条

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」JSPO より

《暑いとき、無理な運動は事故のもと》

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなる。また、運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、熱中症の危険性も高くなる。暑いときに無理な運動をしても効果は期待できません環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心掛ける。

《急な暑さに要注意》

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生している。夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起こりやすくなる。急に暑くなったら、軽い運動にとどめ、暑さに慣れるまでの数日間は軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにする。

《失われる水と塩分を取り戻す》

暑いときには、こまめに水分を補給する。汗からは水分と同時に塩分も失われる。スポーツドリンクなどを利用して、0.1～0.2%程度の塩分も補給することも心掛ける。

水分補給量の目安として、運動による体重減少が2%を超えないように補給する。運動前後に体重を測ることで、失われた水分量を知ることができる。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てることを勧めます。

《薄着スタイルでさわやかに》

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響する。暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものに心掛ける。屋外で、直射日光がある場合には、帽子を着用し、防具をつけるスポーツでは、休憩中に衣服をゆるめ、できるだけ熱を逃がすようにする。

《体調不良は事故のもと》

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながる傾向にある。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないこととする。また、体力の低い人、肥満の人、暑さに慣れていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満の人に起きており、肥満の人は特に注意が必要である。

熱中症予防運動指針

「熱中症予防運動指針」JSPQ より

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。
 - 2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。
湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 - 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。
運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

ウ 冬季活動時の十分な準備運動の実施

特に、冬季は体が硬くなっているため、すぐに活動を始めると大きなケガに繋がる可能性があるため、スポーツ活動を行う前は、十分な準備運動を行うことが必要である。

7 不祥事防止の徹底

(1) 個人情報の管理

クラブ会員の個人情報が外部に漏れないよう個人情報保護の方針を整え、名簿やデータの取扱いに関する組織的管理能力を向上させる。

ア 個人情報の保護

SCはりまは個人情報の重要性を認識し、次のプライバシー・ポリシーに基づき、会員やイベント参加者、アンケート回答者、来訪者等の個人情報の保護に努めなければならない。

- ・個人情報の取得
- ・個人情報の利用
- ・個人情報の第三者提供
- ・個人情報の管理
- ・個人情報の開示、訂正、消去、利用停止
- ・個人情報保護のための組織、体制づくり

イ 名簿及びデータ管理

会員名簿や経営内容のデータ管理を徹底するとともに、データ取扱方針(コンプライアンス・プログラム)を作成し、方針に基づいた業務の推進に努める。

- ・法令遵守
- ・個人情報の収集、利用
- ・情報主体の権利の主張
- ・個人情報の安全対策の実施

【具体的取組】

SCはりまは、個人情報保護管理責任者を任命し、個人情報の適正な管理を行う。また、スタッフや指導者に対して、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を定期的を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムの定期的な監査を実施する必要がある。

(2) 迷惑行為の防止

クラブライフを快適に過ごすためには、会員相互が会則を守ることはもとより、社会のルールやマナーを守り、会員相互がお互いに尊重することが求められている。

SCはりまは、迷惑行為やハラスメントの基本的な考え方と未然防止等に関するガイドラインを策定し、クラブ会報や活動施設に掲示するなど周知徹底に努める必要がある。

また、このような事案が発生した場合には、速やかに対策委員会を設立し、第三者と複数で事情聴取にあたり事実関係を的確に把握し対処する。

ア 迷惑行為の基本的な考え方

会員に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為、つきまとい行為、押し売り行為(ネズミ講的な行為も含む)、泥酔行為、ハラスメント行為、及びこれらに類推する行為を迷惑行為という。

イ ハラスメントの基本的な考え方

ハラスメントとは、その発言・行動等が相手を不快にさせたり、人格をおとしめたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすることである。セクシャル・ハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントなどがある。

おわりに

本ガイドラインは、文部科学省が令和7年12月に出した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン」等を参酌して作成した。

将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間(前期:令和8年度～令和10年度、後期:令和11年度～令和13年度)」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、基本的な考え方や具体的な取組方針等を示したところである。

播磨町としては、本ガイドラインを踏まえつつ、「こども first」の理念のもと、子育て支援の一環として町の重要施策として位置づけ、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らし、生徒や保護者、教師の理解を得つつ、段階的に進めることとする。

その際、円滑に地域展開を進めるうえでの大きな課題である多世代・多種目・多志向の新たなスポーツ・文化芸術の環境の構築に向け、「誰一人取り残されない環境の整備」を行政主導のもとで推進し、運営団体であるSCはりまの組織再整備や指導者における質の向上及び量の確保を鋭意進めていくこととする。

併せて、令和8年度から10年度の改革推進期間前期における取組の進捗状況を適切に管理・監督し、適宜、必要な見直しをSCはりま等と協議しながら進めていくこととする。